

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団仁愛会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県瑞浪市寺河戸町 1 1 9 0 番地の 2

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 4 7 年 8 月 8 日

(4) 設立登記年月日 昭和 4 7 年 8 月 2 8 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	加藤 慶太郎	瑞浪病院管理者
理 事	加藤 妙子	
同	加藤 真実	
監 事	戸松 利啓	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	瑞浪病院	2111600397	岐阜県瑞浪市寺	一般病床 0 床

			河戸町 1 1 9 0 番の 2	療養病床 4 8 床 [医療保険 3 4 床] [介護保険 1 4 床]
診療所				
介護老人 保健施設				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
指定居宅介護支援事業所	岐阜県瑞浪市寺河戸町 1 1 9 0 番の 2	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 1 7 日 令和 7 年度決算の決定

令和 8 年 3 月 2 7 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式 26 - 3

法人名 医療法人社団 仁愛会
所在地 岐阜県瑞浪市寺河戸町 1 1 9 0 番の 2

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 312,288 千円
2. 負 債 額 3,276 千円
3. 純 資 産 額 309,012 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		61,592
B 固 定 資 産		250,696
C 資 産 合 計 (A + B)		312,288
D 負 債 合 計		3,276
E 純 資 産 (C - D)		309,012

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 2 6 - 1 - 3 (旧法：病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 仁愛会 ※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 岐阜県瑞浪市寺河戸町 1 1 9 0 番の 2

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	61,592	I 流 動 負 債	3,276
現金及び預金	43,680	支払手形	
事業未収金	15,797	買掛金	575
有価証券	0	短期借入金	
たな卸資産	1,258	未払金	
前渡金	0	未払費用	2,510
前払費用	223	未払法人税等	185
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	634	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	250,696	前受金	113
1 有形固定資産	219,430	預り金	△ 107
建築物	86,873	前受収益	
構築物	655	引当金	
医療用器械備品	16,664	その他の流動負債	
その他の器械備品	6,714	II 固 定 負 債	0
車両及び船舶	3,546	医療機関債	
土地	50,806	長期借入金	
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	54,172	退職給与引当金	
2 無形固定資産	4,643	その他の固定負債	
借地権		負債合計	3,276
ソフトウェア	4,475	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	168	科 目	金 額
3 その他の資産	26,623	I 資 本 金	27,175
有価証券		II 資 本 剰 余 金	
長期貸付金		III 利 益 剰 余 金	281,837
役員等長期貸付金	20,000	別途積立金	489,000
長期前払費用		繰越利益剰余金	△ 207,162
繰延税金資産		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
その他の固定資産	6,623	その他の有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	309,012
資 産 合 計	312,288	負債・純資産合計	312,288

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2 6 - 2 - 1 (病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 仁愛会 ※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 岐阜県瑞浪市寺河戸町 1 1 9 0 番の 2

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 3 1日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		121,827
2 事業費用		
(1)事業費	157,367	
(2)本部費		157,367
本来業務事業損失		△ 35,540
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		△ 35,540
II 事業外収益		
受取利息	57	
その他の事業外収益	8,023	8,080
III 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用	0	0
経常損失		△ 27,460
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	138	138
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		△ 27,322
法人税・住民税及び事業税	185	185
当期純損失		△ 27,507

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団仁愛会

理事長 加藤 慶太郎 殿

私は、医療法人社団仁愛会の令和⁷~~6~~会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 13 日
医療法人社団仁愛会
監事 戸松 利啓